

# 熊取町議会委員会会議録

〔令和5年6月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊取町議会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（6月7日）〕

令和5年6月熊取町議会定例会の運営について .....	1
その他 .....	4

## 〔議会運営委員会（6月20日）〕

令和5年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて .....	5
その他 .....	9

## 〔総務文教常任委員会〕

議案第48号 熊取町公民館条例 .....	12
質 疑 .....	12
採 決 .....	17
議案第49号 熊取町文化ホール条例 .....	18
質 疑 .....	18
採 決 .....	20
議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事） .....	20
質 疑 .....	20
採 決 .....	20
議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期）） ..	20
質 疑 .....	20
採 決 .....	21
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期）） .....	21
質 疑 .....	21
採 決 .....	21
議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について .....	22
質 疑 .....	22
採 決 .....	23
議案第54号 グランドピアノの購入について .....	23
質 疑 .....	23
採 決 .....	25
議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号） .....	25
質 疑 .....	26
採 決 .....	32

## 〔事業厚生常任委員会〕

議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号） .....	33
質 疑 .....	33
採 決 .....	34

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年6月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	田中豊一
	委員	大林隆昭	委員	矢野正憲
	委員	渡辺豊子	議長	河合弘樹

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

### 付議審査事件

- 1) 令和5年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年6月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案について、ご説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページをご覧ください。まず、行政報告でございます。

1件目の令和4年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書につきましては、令和4年度熊取町一般会計予算の継続費年割額に係る経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて、逡次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条の第1項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、公民館・町民会館整備事業で、逡次繰越額11億688万5,000円でございます。

2件目の令和4年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和4年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、神楽橋・美穂出橋橋梁修繕事業ほか7事業で、繰越額合計2億8,691万円でございます。

3件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243の3第2項の規定により、令和4事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和5事業年度熊取町土地開発公社予算について、報告するものでございます。

2ページをご覧ください。続きまして、予定議案についてご説明いたします。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の林 弥生氏が令和5年6月20日付で退職いたしますので、同氏の後任者を、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2件目及び3件目の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和5年12月31日付をもって、2名の委員の任期が満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

1人目は、現、大野廣介氏の任期満了に伴い、同氏の再任について、2人目は、前田美穂子氏の任期満了に伴い、同氏の後任について、意見を求めるものでございます。

次に、4件目から19件目までの農業委員会委員の任命同意16件分につきましては、令和5年7月19日付をもって現在の委員の任期が満了いたしますので、新たに16名の方々の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、20件目の熊取町公民館条例につきましては、令和6年4月の開館に向けて整備中の熊取町公民館について、開館後の施設の設置、管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、条例案を提出するものでございます。

次に、21件目の熊取町文化ホール条例につきましては、令和6年4月の開館に向けて整備中の熊取町文化ホールについて、開館後の施設の設置、管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、町民会館条例を廃止し、新たな条例案を提出するものでございます。

次に、22件目から24件目は工事請負契約の締結についての議案で、22件目は熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事、3ページをご覧ください。23件目は熊取町立東小学校大規模改造工事（3期）、24件目は熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期）で、それぞれの工事について工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、25件目は熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について、26件目はグランドピアノの購入についてでございますが、それぞれの機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

27件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,137万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容につきましては、中央小学校及び西小学校増改築工事に係る経費、児童送迎用バスへの安全装置設置に対する補助金などでございます。

28件目の令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、育児休業職員に係る会計年度任用職員の人件費などでございます。

最後に、追加予定議案といたしまして、現時点での追加予定議案は、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）を予定しております。

以上で、令和5年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）  
の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、6月13日から6月27日までの15日間といたします。本会議の開催については、6月13日、14日、15日及び27日の4日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を6月20日に、総務文教常任委員会を6月21日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、都市計画道路建設促進特別委員会を6月20日に開催いたします。

また、第2回の議会運営委員会については6月20日に、議員全員協議会は6月21日に開催いたします。

以上のとおり、令和5年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程についてはそのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。なお、この順番につきましては、6月5日の正午に通告を締め切った後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第4 議案第29号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第30号及び日程第6 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、日程第7 議案第32号から日程第22 議案第47号 農業委員会委員の任命同意についての件、以上の19件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第23 議案第48号 熊取町公民館条例の件、日程第24 議案第49号 熊取町文化ホール条例の件、日程第25 議案第50号 工事請負契約の締結について(熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事)の件、日程第26 議案第51号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小中学校大規模改修工事(3期))の件、日程第27 議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取中学校のトイレ改修工事(2期))の件、日程第28 議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件、日程第29 議案第54号 グランドピアノ購入についての件、日程第30 議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件、以上の8件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第31 議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件については、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和5年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和5年6月熊取町議会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

---

委員長(坂上昌史君)次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきましては、3件提出されております。

坂上巳生男議員から、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書(案)、渡辺議員から、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書(案)、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)、以上3件でございます。

これらの意見書については、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月20日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等について紹介は省略いたします。

以上で、令和5年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

(「10時12分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年6月20日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	田中豊一
	委員	大林隆昭	委員	矢野正憲
	委員	渡辺豊子	議長	河合弘樹

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

### 付議審査事件

- 1) 令和5年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和5年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）なお、発言される方は、挙手の上、着座でマイクの赤いランプが点灯したのを確認の上、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年6月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます案件につきましてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加議案は1件でございます。

令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,278万4,000円を増額補正するものでございます。主な補正内容は、小中学校の給食費無償化に伴う経費、自己都合退職者に伴う人件費の補正でございます。

以上で、令和5年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本1件につきましては、6月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本1件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

---

委員長(坂上昌史君)次に、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案1件について、議会事務局長から説明をお願いします。林議会事務局長。

議会事務局長(林利秀君)それでは、熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について説明いたします。5ページをお願いします。

見出しの件について、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により、議会運営委員会の提出議案として上程するものです。

提案理由ですが、地方自治法の改正により、政令で定める一定金額までは、議員個人による普通公共団体への請負について規制の対象より除かれたことから、議員個人の請負の状況の透明性を確保するため、熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を新たに制定する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

条例案の考え方ですが、公表に関する目的や報告の方法など、議員の請負に関する規制緩和について、国通知に沿った形で規定するものでございます。

6ページをお願いします。

この条例案は、これまで、地方公共団体の議会議員は当該普通公共団体に対し請負をする者にはなれないと地方自治法に規定されており、議員個人と町との請負が認められていませんでしたが、このたび、規制緩和により地方議員の成り手不足解消を見込み、自治体との年間取引額が300万円までは兼業が認められることになりました。このことにより、議会議員の公正さと事務執行の適切さが損なわれないことがないよう、請負をする議員が対価として各会計年度に支払いを受けた金額や請負の概要などを公表するなど、議員個人の請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当とされ、本条例案の制定が今回必要となったものでございます。

それでは、各条項を説明いたします。

まず、6ページの第1条、目的でございます。

地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することで、議員個人の請負状況の透明性を確保し、議員の職務執行の公正、適正を図ることを目的として規定するものです。

次に、第2条の報告ですが、前会計年度中に町と請負をした議員は、その契約内容などの状況を期限内に議長に報告しなければならないことを定めたものでございます。

次に、第3条の報告の一覧の作成、公表については、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めているものでございます。

次に、第4条、報告等の保存及び閲覧等について、5年を経過する日と規定してございますのは、文書取扱規程に準じたものとしています。

次の第5条、委任については、この条例の施行に関し必要な事項は議長が定めるとしているものです。

次に、附則です。この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から始まる会計年度における請負から適用することを定めるものでございます。

以上で、委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の説明を終わらせていただきます。

委員長(坂上昌史君)ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は、本条例（案）を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては、6月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書案3件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の特定商取引法の抜本的改正を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書について反対するものではないんですが、今回、この意見書、特定商取引法に関しての抜本改正を求める意見書なんですけれども、前回、平成28年度に改正されていて、その分において、そのときにこの改正された法については附則がありまして、5年後に見直しするというような附則があつて、その5年後に当たる昨年12月に、5年経過したというところで、この今の状況を見てどうかというところで、今の状況と併せて、さらにまだもう少し拡充というか、もっと少し厳しくしなあかんというところのもの、規制しなあかんというところがあるというところで、この意見書があるかと思うんです。

その内容につきましては、大阪府議会とか、また大阪市議会のほうでも、同じような意見書が採択されているんですが、そこには、もう少し詳しく、タイトルというんですか、特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書というふうになっているんです。

そういうふうにもう少し内容を分かりやすい、ただ単に特定商取引法の抜本改正ではなくて、なぜ今回これをまた意見書として出すのかというところが分かるように、このタイトルで改正していただいたらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（坂上昌史君）どうですか。坂上巳生男副委員長。

副委員長（坂上巳生男君）それでいいと思います。

委員長（坂上昌史君）では、もう一度、意見書のタイトルを言っていただけますか。

委員（渡辺豊子君）特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書。

委員長（坂上昌史君）改正における5年後見直しに……。もう一回お願いします。

委員（渡辺豊子君）市も大阪府も同じようになっているんですが、特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書。

委員長（坂上昌史君）見直し改定に基づく……。

委員（渡辺豊子君）大阪府議会も、この分は今年の2月の府議会で意見書採択されています。違う、府議会は3月ですね。市議会は2月です。

委員長（坂上昌史君）5年後見直し改定に基づく意見書案、分かりました。

では、タイトルは、特定商取引法平成28年度改正における5年後見直し規定に基づく意見書（案）でよろしいですか。

（発言する者あり）

委員長（坂上昌史君）では、修正のタイトルは、特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法抜本的改正を求める意見書（案）ということで、タイトルを変えて、内容はそのまま提出するというでよろしいですか。よろしいですか。

はい、それでは、本件はそのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この分につきましてはこのとおりなんですけど、AMR関連の感染症で亡くなる人が、本当に対策を講じないと2050年には年間1,000万人に達し、がんによる死亡者を上回るというふうに予測されているというところで、免疫というかこの抗生物質が効かない、そういった状況を阻止、予防するために、先立って、やっぱりこの薬剤耐性（AMR）対策というのを講じなければならないということで、先般行われたG7の広島サミットでも、この分については協議、話し合いされたそうなんです。だから、我が国においてもこの分については、しっかり市場インセンティブが具体的に検討されていくように、しっかり日本がリードをしながら取り組んでいくべきだということで、体制強化というところで意見書を出させていただきました。

採択していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（坂上昌史君）次に、ご意見を承ります。ご意見ありませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

はい、それでは全会一致ですので、追加議案として上程することといたします。

次に、3件目の特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見はありますか。坂上巳生男副委員長。

副委員長（坂上巳生男君）特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書ということで、全体としては、特別支援学校・学級の人員配置をもっと強化していただきたいということが中心点であるわけなんですけど、これについては、ここに書かれてあることには、基本的には賛成の立場であります。内容的には、支援学校、支援教室、支援学級、そういうところで必要なことが基本的に網羅されているかなと思っておりますが、大阪府に限らず全国的にも、これ共通の大きな課題になってきているかなと思うんですが、支援学校そのものも、支援学校の増設とかそういったことも必要かなと思うんですが、ここでは、教員の適切な配置を求める意見書ということなんで、学校そのものの増設とかそういうことには特に触れていないようなんですが、その辺については、どういうふうにお考えか、もしちょっと見解をお持ちでしたら、教えていただきたいなと思っております。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回の意見書は、今、坂上副委員長が言われたように、増設については触れてはいないんですが、インクルーシブの教育というところで、今ある学校の施設の中で、そういった特別支援の教育を求める、受ける児童生徒が年々増加している中で、この体制の中で、いかにインクルーシブの教育ができるかというところで、学校を増設して別にその生徒を振り分けるのではなくて、今ある普通の学校の中での教員の体制の中で、そういった特別支援が行き届くような、そういった体制を構築してほしいという内容です。

だから、増設を求めるのはまた別の意見書になるかなと思うんですが、今ある体制の中で、まず今できることは、そういった支援体制をしっかりとできる体制をというところで、専門的なそういった支援というものができるように、コーディネーターを配置したり、また専門的な人を配置したり、看護師とか、そういった言語聴覚士とか、作業療法士とかそういった方も今のところに配置できる

ようにという、そういうところとか、今ある特別支援学校がセンター方式として、今あるそれぞれの学校に対して相談、学校で今そういった特別支援を受けてる子供とご家族に対する相談体制、そういったものもしっかりと支援学校の中で、そういったものが対応できるように、そういったセンター的機能も発揮してほしいという内容と、デジタル支援員の配置、そういったものと、そして、教員の資格はないけれども、そういった特別支援のできる特別免許状というもの、そういったものを持っている方、そういった社会人の方、そういった経験のある方、そういった方を、教員不足の中で補充していくといった、そういった内容になっておりまして、今回は、そういった中身の拡充というところ、支援教育に対する教員への支援というか、そういう特別支援の指導に対する支援といった内容になっております。

以上でご理解いただけますでしょうか。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。ほかに意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

はい、反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてでございますが、次期議会会期等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年6月定例会閉会から、令和5年9月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で、令和5年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたします。ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては6月23日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

---

（「13時50分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和5年6月21日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	渡辺 豊子
	委員	長田 健太郎	委員	石井 一彰
	委員	田中 圭介	委員	坂上 巳生男
	委員	坂上 昌史	議長	河合 弘樹

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	岸野 行男	総合政策部長	東野 秀毅
	総合政策部理事	野津 惠	総務部長	藤原 伸彦
	総務部理事	井口 雅和	住民部長	巖根 晃哉
	住民部理事	山本 浩義	健康福祉部長	木村 直義
	健康福祉部統括理事	石川 節子	健康福祉部理事	松浪 敬一
	都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事	白川 文昭
	都市整備部理事	山田 大河	都市整備部理事	永橋 広幸
	教育次長	阪上 敦司	教育委員会事務局理事	三原 順
	企画経営課長	近藤 政則	財政課長	竹田 陽介
	総務課長	道端 秀明	人事課長	阪上 正順
	環境課長	岩本 妃美子	健康・いきいき高齢課長	都志 伸仁
	介護保険課長	根来 雅美	生活福祉課長	降井 広志
	保育課長	藤本 明	保険年金課長	橘 和彦
	まちづくり計画課長	馬場 高章	道路公園課長	山原 栄次
	道路公園課参事	宮内 要重男	下水道河川課	庭瀬 義浩
	学校教育課長	伊東 浩一	河川農水室長	上垣 圭一
	生涯学習推進課長	大屋 真志	学校教育課参事	立石 則也
	生涯学習推進課参事		生涯学習推進課参事	
事務局	議会事務局長	林 利秀	書記	阪上 高寛

付議審査事件

- 議案第48号 熊取町公民館条例
- 議案第49号 熊取町文化ホール条例
- 議案第50号 工事請負契約の締結について(熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事)
- 議案第51号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校大規模改造工事(3期))
- 議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取中学校トイレ改修工事(2期))
- 議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について
- 議案第54号 グランドピアノの購入について
- 議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

委員長(文野慎治君) 皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

委員長（文野慎治君）なお、発言される方は挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に、発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について、議事に入ります。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長（文野慎治君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（文野慎治君）初めに、議案第48号 熊取町公民館条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の公民館条例につきましては、事前に説明もございましたが、その折にも、共産党議員団の江川議員から、別表のこの時間帯の区分についての質問があったかと思うんですが、恐らく利用者の意見も聞きながら、今回こういう時間区分でやってみようということで提案されたのだと思いますが、午後の時間帯は午後A・午後Bと区分されていて、そして夜間が夜間A・B、それぞれ2時間単位ですよ。そういう中で、極めて特異というか、午後5時30分から午後7時30分と、そういう時間帯が設定されているんですが、こういった時間帯の設定については、こういう時間帯でも利用があり得るといって、そういう判断だったのでしょうか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）利用区分の時間帯の見直しにつきましては、文化振興連絡協議会の方が一番ご利用いただいておりますけれども、議員全員協議会でもご説明いたしましたとおり、クラブの利用時間の実態に応じて細かくさせていただいたという点がございます。

5時半からの利用時間のところというところですが、こちらのほうも、今までは6時から10時までの使用区分とさせていただいております。文振連の方については、月4回まで全額免除という形でご利用いただいておりますけれども、今回から一定のご負担をいただくということもございまして、今まではその1区分だけ、月4回減免という形を取らせていただいておりますけれども、場合によっては、時間帯を工夫してご利用いただける団体もあろうかと思っております。一定のご負担をいただくというところで、少しでも負担が減らせるようにということで時間細分化させていただきましたので、利用実態が5時半から10時まで押さえていただいて、ご利用いただくということも十分考えられると思っておりますので、そういった形でご利用いただければと思います。

5時半から7時半の利用というのはあり得るとは考えております。少しだけ使いたいという方も実際いらっしゃいますので、それが今まで一般の方ですと、4時間の料金を頂いていたものが2時間の料金で済むというところでの料金設定とご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）文振連の参加の団体の方々為主にどういう時間帯で利用されているのかよく分かりませんが、夜間に利用される方が午後8時から10時の時間帯で、それで事足りるということは、何か考えにくいように思うんですけれども。ですから実際、夜間に利用したい場合には、夜間A・Bともに借りないといけないと。例えば7時半から利用したい場合には、もう30分前倒してA・B借りないといけないという、そういうことになるのではないですか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）おっしゃるように、8時から10時の枠で利用したい場合はそのような利用なんですけれども、少し早めの利用をご希望ということであれば、全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、前の時間帯を1時間取っていただいて、前が空いていたらということになりますけれども、1時間超過時間という形でご利用いただく。3時間取っていただくという形でご利用いただくような利用方法になるかと思います。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今ご説明いただきましたが、前の時間帯が空いておれば、その1時間プラスアルファと、そういう扱いで大丈夫だということですね。ただ、それは、事前に押さえようとしたときに、夜間Aの時間帯が空いているからということで7時から10時を押さえる、それで3時間分料金を払うということが通常化すると、何かややこしくなるんじゃないんですか。今まで時間帯、時間帯でやっていたものをそういう1時間単位の利用を認めてしまうと、それは大丈夫ですか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）あくまでも、前もって延長できるということは想定しておりません。ですので、基本的には4時間といいますか、前の枠も取っていただいて、準備等もあろうかと思えますので、これまでも6時から10時という時間帯でしたので、そういったご利用をご希望の方については、そういった利用をしていただくのが最善かなと思います。あくまでも、どうしてもということであれば、そういった方法も取れるということになりますので、初めから、3時間を想定してということでありまして、この時間帯使いたかったのにという方が逆に取れなくなってしまいますので、そういった方のためにももう基本的には超過というのは当日だったりとか、前日とかにお申出いただいてということになるかと思えます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先日、事前の説明の折にも、取りあえずこれでやらせてくださいと。一度この時間帯でやってみて、不都合が生じるようであればまた検討するみたいな、そんな感じの答弁であったかと思うんですが、実際、利用者の状況を見て、また今後はこれを固定的に捉えずに、場合によってはまたその時間帯についても変更もあり得ると、そういうふうに理解させていただきますが、それでよろしいですか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）例えば、教育・子どもセンターとかでありますと9時閉館になりますので、6時から9時、要するにラストまでという利用もいただいておりますので、そういう夜間の使い勝手が非常に悪いということになりましたら、場合によっては最後6時から10時というふうな、夜間だけの枠というのも今後検討させていただく余地はあろうかと思えます。

よろしく願いいたします。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに。長田委員。

委員（長田健太郎君）使用料の減免についてなんですけれども、先日ご説明いただいたときに、減免対象が縮小されるということなんですけれども、今まで払っていなかった団体、お客様のほうがこれから支払われるということで、その変更になった経緯というのはどういう形でしょうか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。



生涯学習推進課長（大屋真志君） これまでは公民館の規則におきまして免除という規定しかございませんでした。要は全額免除、無料ということです。町のアクションプログラムでも掲げておりますけれども、受益者負担の適正化ということでアクションプログラムに掲げていますので、周辺の団体を見ても、もう一定のご負担をご利用の際にはいただいているというところがございます。近隣見ましても文化の振興に携わっていただいているということで、利用料丸々頂くわけではないですけれども、免除だけの団体というのはもう近隣ございませんので、そういったところも含めて、今回一部ご負担をいただくという結論に至ったというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 私も坂上巳生男委員が言われた、時間帯の区分の件で、ちょっと同じように見直し等、今後、実施状況を見て検討もするというような答弁ありましたが、やっぱりちょっとこの厳しいタイトな時間帯になっているのかなというふうに思っています。午前、午後全てにそうなんですけど、1こま1こまの間が30分しかないんですよ。延長1時間認めますよと言っておきながら、その間30分しかないということは、その延長はもう最初から認めていないという、そういった時間設定になっているんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） すみません。利用時間30分を超えた場合、超過時間の1時間を頂戴するというような規定になっておりますので、利用時間を超えた場合1時間を頂くということになります。煉瓦館でもそうなんですけれども、煉瓦館の場合はお昼1時－4時、4時－7時、7時－10時ということで間は空いております。今回この30分空けさせていただいたというのは、利用団体の方ともお話しさせていただいて、鍵の受渡しをする時間が、例えば4時から利用する際に4時になってしまうと準備ができないというところもありましたので、時間のほうを空けさせていただいたということがございます。

ですので、先ほども答弁いたしましたけれども、あくまでも後ろが空いていたら超過できる、前が空いていたら超過できるということになりますので、30分しか空いていないので延長を認めていないというわけではなくて、30分超えると超過時間を頂戴するということになりますので、ばたばたお片づけしていただいて、後ろの方が待っているのを気にしながらというよりは、少し時間を空けさせていただいて、お片づけであったり、次の利用の方は準備をしていただく時間ということで、30分取らせていただいたということでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 何かちょっとタイトな時間帯のように1時間、準備、片づけにしても30分しかないというところで、もうすぐ何か、あと、その前後の方やっぱり早く来て準備もされる方もありますし、そういったところで、延長、後がなかったらという考え方が、ちょっと何か予約取りにくいなという感じをします。やっぱりちょっと、もう少しこの時間設定につきましては、今、条例で定めていく中で準備、実際にスタートする中で利用状況を見て検討もしていただきたいなというふうに私自身も思います。よろしいですか。

委員長（文野慎治君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、そのあたりは今後の利用状況を見て、公民館でご利用いただいている方のお声として4時間の枠で使わないといけない、2時間しか使わないのにちょっと会議するだけなのという声があったことも事実でございますので、そこは今後の利用状況を見させていただいて、必要に応じて時間帯の見直しというのはまた検討させていただければと思います。

以上でございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）よろしく申し上げます。

それと、ここで聞いていいのかちょっとあれなんですけど、ここで使ってもらったらどうかなと思いましたが聞かせてもらおうですけれど。新しくなった公民館で、文化交流ラウンジというのがありますよね、1階にですよ。皆さんに交流の場としていただけるというところであるわけなんですけど、今ここは利用料、一般に開放して、皆さんに自由に使っていただきながら、実際にここを利用したい方は予約してもいいですよという形ということで、前回は議員全員協議会で説明あったかと思うんですが、ピアノなんですけれども、今回、新しい町民ホールには新しいピアノ購入が今回議案の中にあるんですけれども、今まであったピアノという、ありますよね、町民ホールに。そのピアノはここに設置して自由に弾いてもらうということとか、ラウンジをご利用の方にといい形のこととかは考えておられるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）今回ホールのグランドピアノを新調するというので、議案のほうにも上げさせていただきます。では、今まで使っていた町民会館ホールのピアノはどうなるのかということですが、委員おっしゃる通りに、こちらのほうは文化交流ラウンジのほうに設置させていただいて、前回の答弁でもあったかと思うんですけれども、例えばミニコンサートをやりたいとか、そういった方、文化交流ラウンジコンサートとかいうんですか、ロビーコンサートとか公民館によって言っている場合もありますけれども、そういった場合にご利用いただくということで、ピアノは設置する予定です。

ただ、ストリートピアノのように誰でも弾けるようにするのとかということについては、また今後ちょっと、そういう日を設けるとかということは検討させていただきたいと思うんですけれども、常時、その誰が来ても弾けるということになりますと、ちょっと破損とかそういったことも考えられようかと思しますので、そのあたりは検討させていただければと思います。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）はい、分かりました。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いいたします。

副委員長（渡辺豊子君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。文野委員長。

委員（文野慎治君）すみません。ご苦労さまです。ちょっと私のほうから、若干質問なり行いたいと思っています。

今回、4月オープンで、来年の。この時期に利用区分の条例とかいうような形、もう1年前から予約体制を取るという状況から、この6月議会で上程されているということは本会議の提案理由の中でも示していただきましたので。その背景は、近隣の各公民館の利用状況なども参考にしたと。それと、せっかく新しいホールを造るんだから、公民館活動も推進していくわけですから、その利用率も今よりもっと上げていこうというような形で、利用区分も考えましたということを知っておりまして、私のほうはそれはそのとおりだなというふうに思っています。

私の本会議の一般質問の中でも触れさせていただいたんですが、熊取町、コロナ禍3年間過ごした中で、やはり従前から本当に私ももう35年以上ここへ住まわせていただいているんですが、当時の公民館のクラブにも入ったことあるんですが、ずっとそれが続いているところもあるし、世代交代して違う名称で新たな文化活動のニーズで、新たなクラブもできているというふうに思うんです。その中で、器がきれいになりますということで、今回、今もう目の前で工事が行われているわけなんです。非常に住民の方の期待は本当に大きいです。ですから、今までのこの公民館、熊取町の文化を創造して、そして住民の方がそこに集って、地域住民の交流の場としても発信をしていく、仲

間づくりにも使っていく、もう本当にいろんな要素が今回の事業には関わっているし、それを継続する器になっていかないかなというものが根本的に私自身は思っていますので、非常に期待をしています。

そういった中で、先ほどコロナ禍の問題を言いました。それと、大屋課長のほうからのご答弁でも、文振連の方々とも、今回の利用区分とかそういったことについては、説明をし、意見も聞いているということがありましたし、それと、文振連の町としての負担の部分についても、やはり時代に即した形で、そういうこともある意味認めていただきたいんやということも併せてご提案があるというふうに思っています。

その中で、やはり今まであるクラブが、先ほど申し上げましたように、活動すら、人が集まることすらできなかった状況がありまして、非常に今回新しいホールがスタートしたときに、久しぶりに皆さんが集まったときに、非常に風景が変わっている可能性も実はあるんですね。せっかく新しい器を造って新しい制度の下で、新たな活動をしていこうということやから、新しい人も入ってもらわないかんし、ましてや古い、高齢の方が非常にもう何十年にわたって愛着を持ってやっておられる活動でございますので、その方々を新しい器の中でも居心地よくやっぱり過ごしていただいて、次の世代へまたそれが発展していく。

それこそ、大変な費用を使って建物を変えていく、ホールもそうですけれども、公民館活動もやっていくという前提でお話をさせていただきたいんですが、現在のこういう町側が新しい器を造るという状況の中で、文振連の代表の方たちと、各クラブの代表の方々とお話をさせていただいているということは、私のほうにもそういうことを聞いてもらったよという話は聞いているんですが、全般的に言えるのは、やはりそれぞれが高齢化していて、そして3年間、週に1回とか月2回とか集まる癖がなくなって、さあ、新しい器のときにどうなるかというときに、すごく皆さん不安に思っておられます。そういう意味合いの中で、クラブによっては、人数がすごく少なくなっている可能性もあります。クラブの活動内容によっては、外部から先生を招いたり、それは皆さんの会費で、その先生の謝礼などをお渡ししているような活動をしておられるクラブも多数あるように聞いておるんです。

ですから、そういった意味で今回のこの公民館条例とはまた違うんですけれども、今日こういう機会ですので、今しゃべらせていただいているんですが、どうかそういうところにも手を差し伸べる、文振連の負担については、どうかちょっと見直して、時代に即した負担を求めていく、これは1つはオーケーです。しかし、せっかくあるクラブを存続させていって、新しい人もまた新しいクラブをつくらうかというような思いをこの建物が出来上がると同時に醸成、つくっていかないかんのも行政のこれは仕掛けやと思うんです。

ですから、これも要望しかないんですけれども、ぜひそういう実態をそれぞれのクラブで確認をしていただいて、どういった支援をやっていったらいいのか、公民館条例とは別ですけれども、そういう公民館のクラブを新しくやっていったり、続けていっていただくために、行政としてどんなフォローができるかということ、それぞれの代表者の方、文振連の代表者の方と丁寧に、開館までまだありますから、そういう時間をぜひ取っていただきたいなと思うんですが、その点について、お考えを聞かせていただけたらありがたいです。

副委員長（渡辺豊子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）ありがとうございます。文化振興連絡協議会の方とこの減免規定の一部ご負担をいただくとお話しさせていただいたときに、クラブによっては人数がやはり多い、少ないというのがございますので、少ないクラブにとっては、減免が廃止されることによって負担が生じて、周辺の市町でももうなくなったクラブというのがあるということをおっしゃられておりました。その中で我々が何ができるのかというところで、お金の面で言いますと、文化団体については、周辺の団体というのは5割の減免というところが多いです。貝塚市公民館活動は活発ですけれども、そういったところは3割のご負担をいただいているというところがございますので、熊取町につい

でもこの開館を機に文化のクラブが減ってしまうということはあってはならないことですので、減免にもついても、7割免除、減免で3割のご負担をいただくということ、あと利用区分についても少しでもご負担を減らしていただけるようにということで細分化させていただいたというところがございます。

あと、今後の各団体の活性化というところですけども、これは、一般質問でも理事のほう答弁させていただきましたが、積極的に、こういった活動をしているというような体験会のようなものを公民館でさせていただいて、若い方、今まで公民館といいますとちょっと入りにくいという雰囲気があったと思います。今回、器が新しくなるというお話ありましたが、かなり清潔なといいますか、明るいイメージの建物になりますので、1階には文化交流ラウンジという新しい憩いの場もできますので、そういったところで各クラブの活動の発表、こういったクラブがありますよということをしてPRして、各クラブの構成員の若返りであったりとか人数の増加につなげていけたらというのは、答弁させていただいたとおりですので、その仕掛けづくりというのを今後また、文振連だけではないですけども、公民館を利用いただくクラブの方とお話しさせていただければと考えているところです。

以上でございます。

副委員長（渡辺豊子君）文野委員長。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。ぜひ、その立場でよろしくお願ひしたいと思っています。

やはりクラブ活動というか、その地域の文化的な活動というのは、人と人がどうつながっていくかという、それこそ本当に地域共同体という意味からしたら、もう基本やと思うんです。そこに、今回、税金を投入して器を変える、非常に高齢者の方は喜んであります。もう本当に料理クラブの方なんかから言わすと、重たい鍋を提げて階段を下りる、それがエレベーターができるんやからね。もう非常に喜んであります。そういう意味で、これは本当に福祉に力を入れていただいている福祉部局も共の話で、やはり元気な高齢者にどんどん集まっていただいて、そこへ出てくるということが、それこそ福祉全体の元気な高齢者をそういう集いの中に引き込んでいくということの一つの本当に形として表れているのが公民館の文化活動と思うんです。

ですから、ぜひそれを次の世代へ、若い、また、今の課長の答弁でもありましたように、新しくそういうクラブ活動もしたいんやということも、これからそういうウエルカムで、どんどんそういうつくり方とかもご指南いただいて、どんどん活性化して、今言っているように、本当に細かく時間帯分けてよかったなぐらいのことになるように、4時間あったら1時間半で終わっても4時間枠を押さえないあかんという無駄があったと思うんですが、そういう形で稼働率を上げて、どんどん空いている時間がないような、今日はこのクラブ、また次の時間帯はこのクラブというような、常に皆さんが目的を持って公民館へ集まっていただくように、そういうふうなことを僕は夢描いていますので、ぜひそういうところへ行くように、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。すみません。

副委員長（渡辺豊子君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願ひいたします。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 熊取町公民館条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第49号 熊取町文化ホール条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今回、リニューアルする中で、照明設備とか、舞台設備とか、いろいろあるんですけども、その分についての設備の使用料とかは、それぞれ払うというのは分かるんですけども、実際使用するに当たって、煉瓦館でもなかなか照明とかいろいろ始まるまでのセッティングについて、なかなか使い方が分かりにくいというのがあるんですけども、そういった感じで、今回このリニューアルしたときに、そういった照明とかそういったものは、誰か、中のステージのライトとかそういう専門のスタッフを配置して準備を手伝っていただけるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）照明設備、Aセット、Bセットという形で、今回料金設定のほうをさせていただきます。通常の住民がご利用いただく場合には、舞台を照らすものと客席を照らすボーダーライトとダウンライトについては、ボタン1つでつけていただくことができますので、そちらをご利用いただく場合というのは無料ということになります。このAセット、Bセットというのは、発表会だったり、そういったライブをやるとか、そういったときにもっと舞台を明るくしたりとか、そういったときに必要な照明の設備となっておりますので、住民の方がご利用いただくときにはボタンを押していただくだけでつくような照明になります。

それ以上の設備のご利用を希望される場合におきましては、そういったオペレーターというものを派遣していただいて、そこもちょっと一定のご負担が必要になってくるんですけども、照明の専門の方、今回は専門的な設備になるということでご利用料金の設定もさせていただきますので、そのオペレーターの方と事前に打合せさせていただきますと、そういった形でのご利用になります。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。泉の森とかは、いろいろ発表会とか使っている方、普通にいろいろな講演会でやってはるときでも、専門のスタッフがいて、もう全部やってくれるんですね。だから、そういう人がいるのかなと、配置されるのかなとって、そういう人がいたらもう安心して利用できますので、そういう人がいるのかなというふうにちょっと思って質問させてもらったんですが、そうしたら、ふだんはそういう人は、普通の講演会とかそういうときにはもういないということですね。その舞台をして何か発表会するときについては、そういった専門のオペレーターと事前に打合せするということですね、今の説明では。そして、その専門のオペレーターに来てもらうにつきましては、別料金が要するということなんですかね。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）事前の打合せ等につきましては、本町で舞台操作技術者というものを委託で週に数日ですけれども来ていただく予定としておりますので、そちらでご相談等していただくと。おっしゃったように、講演会とかそういったあまり電気をつけておいただけとかですと、操作の方法を一定我々の職員といいますか、スタッフのほうでも分かる場合については、そういった技術者の派遣というのは必要ないかと思うんですけども、ここで照明を切ってくださいとか、つけてくださいとか、そういった操作が進行によって必要になる場合というのが、音楽とかであります想定されます。そういった場合にはやはりオペレーターの方に来ていただいてということになるかと思っておりますので、そのような形でご理解いただければと思います。

簡単に使える場合は、その当日派遣の分というのは考えておりませんが、どうしても専門の方でないと触れないような照明の動かし方とか、そういったことであれば、オペレーターの方に来ていただくということになります。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） ですので、そのオペレーターに来ていただいたその費用というのはどうなるんですか。

委員長（文野慎治君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） 当日については、ご利用者にご負担いただくという形になります。ほかの施設でもそうですけれども、常設している方もいらっしゃいますけれども、それにプラスする場合は来ていただく。だから、常設というのは我々でできる範囲であればさせていただくんですけれども、それ以外の専門的なところになると、技術者の派遣ということで料金のほうを設定させていただくといえますか、こちらのほうで契約させていただいて、利用者とそちらの委託業者との契約という形になろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） そうしたら、契約ということですが、そのオペレーターとの一応取決めみたいなものは町で設定するわけですよね。それは、この条例の中にはなくて、何か規定か何かをつくるわけですか、別に。

委員長（文野慎治君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） これは泉の森ホールとかでもそうですけれども、使用料ではなくて、あくまでも利用される方と派遣される方の契約、例えばと言いますと、調律というのは今回ピアノの分は使用料と設定しておりません。それは使用料じゃないからということになります。ピアノの状態を見ていただいて調律が必要ということであれば、それは町の事業であれば町でさせていただきますけれども、利用者が望まれるということですので、利用者のほうでしていただくその業者の契約、単価契約というんですか、そういうのはこちらで一定数字を示させていただいて、していただくような形になります。

ですんで、このぐらいの照明であれば、一定自分らでできるという、なかなか難しいところはあるかと思うんですけれども、そういったものであれば技術派遣者なしでご自身で操作いただいとということになろうかと思えます。我々も手伝えるところは手伝わさせていただきますけれども、やはりここで照明をこちに動かしてとかということになるとなかなか難しい面もあろうかと思えますので、そういった場合には、打合せというのは必ずさせていただきますので、そのときに話し合ってくださいと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） すみません。何回も質問して。ちょっと理解が悪くて。だから、その契約内容というんですか、オペレーターとの内容についてはどこでそう住民に情報提供するのかなどというところを聞きたいんです。お互いにそこで話し合うというのは分かったんですけれども、その分についての事前にそういうふうなことになっていて、価格的にはこういうふうに変更されていますよといったものとかいう、そういった基本的なものがどこかに提示されるのかなということで、教えていただきたいんですが。

委員長（文野慎治君） 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君） そのあたりにつきましては、今回条例をご可決いただきましたら7月から予約の受付を開始させていただくんですけれども、あくまでそこは枠といいますか、お部屋の予約をしていただいてということになります。また備品も、どういったものかというのを見ていただくことはできませんので、その打合せも含めての打合せ、どういった備品を使うかというところの打合せということもなっておりますので、まだ技術者派遣1名幾らか、調律1台幾らかというまでのところまではお示しはできませんけれども、そういったものについては一覧表にして、どこのホールでも、オプションサービスじゃないですけれども、そういった表にはまとめておりますので、

それは、完成次第、住民、利用される方にお示しさせていただければ。言い値ではありませんので、こちらのほうで周辺のところを見ながら適正な価格で設定させていただければと思っております。以上でございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第49号 熊取町文化ホール条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）この分、工期が12月1日までとなっていますが、教室の整備になっておりますので、夏休み中に実施していただく予定なのか、ちょっとその辺の確認をさせてください。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）工期の件でございますが、夏休み期間中に校舎の内部の改修工事を行いまして、授業に支障がないようにいたします。夏休み終了後、児童は校舎の中に戻っていただきまして、その後、夏休み明け後から外壁の改修工事に入っていきます。そちらのほうが終わりますと、同時に防水改修工事とか屋外に係る部分の改修工事を行いまして、工期末までそのような形で運営していきます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）工期は給食棟も夏休みに含まれるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）そうです。給食棟について、今、封鎖している煙突の中に若干アスベストが残ってまして、そちらのほうは夏休み中に除去のほうを考えておりまして、全く給食のほうには影響がないような工程で進んでいきます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期）についての議案ですが、図面によって、どの箇所を改修するかということが示されておりますが、今回のトイレの改修をもって、たしか小・中学校の全てのトイレの改修、洋式化の工事が完了ということになるかと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）おっしゃるとおりでございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）念のためにお伺いしますが、各小・中学校に、体育館、ここの表示で言いますと屋内運動場棟というのがございまして、体育館にもたしかそれぞれトイレが設置されていると思いますが、体育館のトイレも全て洋式化が完了しているという理解でよろしいですか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）体育館のトイレにつきましては、昨年度、改修のほうが終わっております、当然、洋式化になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）それで、トイレなんです洋式化ということで、何室が和式で何室が洋式かというところを教えてくださいませんか、今回の分につきまして。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）まず、今回の工事でいきますと、洋式がもともと14あったのが23に変わると。和式のほうが18から6に変わるということで、全て熊取中学校の工事が終わりますと、和式の数が12、洋式の数が43ということになりまして、洋式化率が78.2%ということになります。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今回、78台のノートパソコンを更新するということですが、これ去年も9月に同じように更新あったと思うんですが、毎年、こんな感じで更新されているのかなというふうに思うんですが、今回は、契約調書も提示していただいております。前回、二見議員が要望した分、ちゃんと調書を出していただいております。それで、今回この78台ですが、廃棄は今回はないんですかね。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）廃棄につきましても、年度末に予定しております。今回、2018年度の購入分の廃棄と2017年度分として予備機として置いていたものの廃棄を予定しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）何台廃棄ですか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）まず、2017年度の購入分として26台を廃棄、続きまして、2018年度分が73台購入していたんですが、24台を予備機に回しまして、残りにつきましては廃棄ということをご予定しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）78の24予備やから、54台廃棄ですか。78台で24台を予備っておっしゃいましたかね。その廃棄処分費用というのは、どこかにまた上がってくるんですか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）廃棄費用につきましては、今年度につきましては予算計上しておりませんので、来年度の予算で執行しようと今考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

それと、これで更新しているわけなんですけど、いつも、今回もたくさん、指名競争入札で、23者指名されていて、そして入札、実際に応札されたのが3社というところなんですけど、入札辞退とか指名辞退というのが指名していてもこんなにたくさん辞退されているわけなんですけど、その辺のところの理由とかその辺は何か考えられることとかありますか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）入札辞退、指名辞退が多いということなんですけれども、そのちょっと理由につきましては、まだ調査のほうはできておりません。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）安く落札されている分、予定価格よりかは安く落札されているので、その辺は全然問題ないかなと思うんですが、結局、大体同じようなところが落札されているので、その辺のところ、やっぱりちょっと研究しなあかんのかなというところ、なぜこんなに指名しているのに応札しないのか、辞退されるのかというところは、ちょっと気になるかなというふうに思っています。ちょっとその辺のところ、また研究していただきたいなというふうに思います。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、ちょっとロットが78台ということですので、大手の業者からしたら、その全部一斉入替えというときには、ある程度手を挙げてくれるところもあるんですけれども、台数的な部分もあったりとか、現状入っている仕様と合わせていくとかということになりますので、どうしてもやっぱり以前納入された業者が多少有利にはなってしまうのかなという気はします。その辺もあって、登録業者全てにお声かけをさせていただいてというふうな形は取っているんですけれども、今後も町のほうの全体の我々のこのパソコンも含めて、政策計画のほうで担当部局がありますので、そこをまず相談しながら入札方法等についてはまた検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第54号 グランドピアノの購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）これ、高いんで聞いておきますけれども、これ購入じゃなくてリースという方法はなかったですか。それだったらもうちょっと安くなったかなと思うんですけれども、どうですか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）グランドピアノにつきましては、ほかの市町もそうですけれども、購入という形で全てやっておりますので、今回購入という形で。長い期間見たときに、やはり購入、自分のところで所有しているというのが、調律とかそういった面も含めまして一番効果的であるということで、購入という形を決定しました。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）所有しておくほうがいいというのは、何となく雰囲気としてはつかめるんですけれども、リースのほうが、費用としては、自分のものにはならないけれど安いかなと思いますし、あと、スタインウェイの一番高いフルコンサートグランドピアノを入れる理由が、以前も何回か聞かせていただいたんですけれども、多少僕の中で弱いなというところは印象なので、このスタインウェイのフルコンサートグランドピアノを入れた場合と、例えばヤマハとかほかのメーカーの一番いいピアノを入れていた場合、どれぐらいの差があるからスタインウェイのピアノを入れると決めたんか、もうちょっと詳しく説明してください。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）スタインウェイのメリットというか、いい部分につきましては、著名なピアニストやアーティストから圧倒的な信頼を得ているということで、コンサートに著名なピアニストを呼ぶことができるということがあります。また、世界有数のピアノでありますので、どこのホールでもよく行っておるんですが、スタインウェイを弾いてみようというイベントを実施しているホールが全国的に多くありまして、町内でピアノを習っている方でありまして、愛好家の方にピアノに触れていただくことによって、より文化振興に寄与することができるということで、スタインウェイを選定しているということでございます。

また、ほかのホールにつきましても、世界のコンサートホールにおいても非常に採用率が多いということで、選定したということでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）同じ説明だったので、もう少し具体的に聞きます。ほかのメーカーの一番いいピアノやった場合とスタインウェイの一番いいグランドピアノを購入した場合、年間の利用者の数でどれくらい変わってくるんかという判断をもってこのスタインウェイのピアノにしたかというのはありますか。ありませんか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）今、委員おっしゃられるように、どれぐらいの差があるかということまでは確認はしておりません。そこをちょっとなかなか差を、当然価格的にはスタインウェイのほうが、例えばもう一つのピアノといたしましてヤマハとかというのも考えられるんですけども、スタインウェイのほうが非常に高いですけども、どれだけの方が利用されるとかということまでは検証はしていないということでございます。すみません。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）なので、少しそこが3,000万円かける中では心配なところですよ。3,000万円かけてこれは結局購入なので、ずっと所有できるから、これから毎年毎年使っていくって、このピアノ使ってくれた方がどんどん利用者として積み重なっていくんですけども、その効果が分からないところで3,000万円使う中では、最初はリースというものがあればリースで数年使って、すごい効果的なところであれば購入しようかという判断もあったんじゃないかなと思ったので、今回この質問をさせていただきました。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）坂上昌史委員とほぼ一緒の考えなんですけれども、もう既に町民の皆さんから、音楽をしてはる住民の皆さんから、ほんまにこのスタインウェイのいいピアノがこの熊取町に要るのかという質問を投げられて、いや、僕もピアノの内容はちょっと分からないんですが、町民の皆様が一番いいピアノを使っただくという説明を受けましたという説明しかできなかったんです。

さっき立石参事から言われたように、著名な人をほんまに呼べるのかということとか、先ほどからこの熊取町に3,000万円のほんまにピアノが必要かというのがなかなかちょっと具体的に覚えてこないんで、今後そういった著明な人ほんまに呼ぶのか呼ばないのか、ただ単に購入しました、よそもこんなことを購入していますんでうちも購入しました。結局利用する機会があんまりない、やったら、それもまた住民の皆さんから批判が来ます。もう既に広報かどこから仕入れた情報で、もう直接言われたんで。やはり音楽業界の人は、結構、かなりこれめっちゃめっちゃいいピアノやというのはおっしゃっています。しかし、この熊取町でそれを生かしていけるのか。そのところをちょっと聞かせてほしいんですけども。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）令和6年度の事業計画の中でも、著名な方。ピアニストの招聘は考えております。まだちょっと具体的にどなたかというのは、まだこの時点では決定しておりませんが、スタインウェイのピアノがあるということで、著名な方の招聘を今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）確かにこのスタインウェイのピアノは、非常に高い買物ではございます。この熊取町にとって、この高いピアノが必要かどうかということなんですけども、ホ

ールが新しくなって、そのホール開館以降、いろんなソフト事業というのをこれから考えていかなあかん、その認識というのはすごく強く持っております。

この高いピアノで、例えばその著名な方に来てもらうということも目的の一つですけれども、もう一つはこの世界最高峰のピアノを町民の方に弾いていただく機会をつくりたいというふうに思っております。これに触れるというのが町民文化の例えば文化振興、芸術の振興に寄与するものだと僕は思っていますし、ソフト事業と、どう仕掛けをつくっていくかというところがさらにその文化芸術の振興に寄与するものだろうなというふうに思っております。

ほかの市町のホールの担当ともよく話をする機会はありますけれども、やはりそのスタインウェイがあるのとないのとで、そのアーティストが、条件として具体的に提示がされるというのは、何件かやっぱり聞いておりますので、そのときに、胸を張ってスタインウェイがありますと言うことで、アーティストの招聘ということにつなげていきたいなというふうには思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）はい、分かりました。ぜひともこけら落としのときに、すごい人を呼んでいただくとか、そういうようなことも考えていただいたら、多分、浸透していくかなと思うので、ぜひともその辺は、ちょっと有効な活用方法を考えていただきたいなと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今の関連で、ちょっとどういう名前ですかはあれなんです、議員全員協議会で説明ありました専門のそういったスタッフでしたね、そういうその人がしっかりとやっぱりこのピアノをあることをちゃんと有効活用できるようなPR、そのスタッフがしっかりとイベント等を企画し、いろんなそういう有名な方とコンタクトして呼んでくる、そういうことをしっかりとやってくださる、そういう方にしっかりと頑張ってもらいたいことを期待したいと思いますので、その辺、よろしく願いたいと思います。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）委員がおっしゃるように、その専門的な企画員の方が7月から来られますので、そういった方と相談しながら、そういった著名なピアニストの方であるとか、それ以外でもそうですけれども、ソフト事業とかでも充実していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 グランドピアノの購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会

所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。ちょっと色分けができていないらしくて、分かりますかね。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）13ページの小学校施設整備事業、この分についてちょっと説明をお願いします。委託料ですね。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）予算のほうの説明をさせていただきます。

建築確認等手数料68万5,000円。これにつきましては、建物を建築設計する際の申請手数料、今回、中央小学校、西小学校の増築を考えておりますので、そちらの確認申請手数料。それと、測量・設計・監理等委託料5,904万1,000円。これにつきましては、同じく中央小、西小学校の校舎を建築する際の設計委託料並びに地質調査業務などの費用が含まれております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）西小学校と中央小学校の校舎増築につきまして、教室を増やすんですか。ちょっとその辺のところをちょっと詳しく教えてください。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）おっしゃるとおりです。中央小学校と西小学校で、やはり近年、普通教室と支援教室というので数がちょっと伸びておまして、教室不足が見受けられるということでございまして、それぞれの学校で4教室分程度、そちらのほうの設計を考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）支援教室と普通の教室と、それぞれ4教室ずつ増やすというところですね、中央も西もですね。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）すみません、ちょっと補足といえますか、これまで普通教室と支援教室がそのように増えてきている一方、特別教室をちょっと転用しているという背景がございまして、この4教室につきましては、単純に普通教室を増やすのと、あるいは特別教室転用してなくなってしまった特別教室を復活するとか、そのような意味合いもございまして、全部でそれぞれ4教室分ということになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）その分は、今、これは来年度、今、工事設計して委託するので、建築、これいつから、その教室とか来年度があれですよ。建築の事業をすることで、教室が必要なのは、利用できるのは再来年になるんですか、生徒数が増えている分につきまして、今の状態では、状況はちゃんと対応できているのですか。その辺はどうなんですか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）今のところ、対応は現状ではできておまして、今回、これを承認していただきましたら、今年度まず設計業務に入ります。1年間、年度末までかけて設計をしまして、令和6年度に、今のところ予定では6月議会で着工を認めていただきまして、そちらのほうから着手して、設計業務の中で、建物を例えば構造であるとかそういう検討事項というのはあるんですけれども、その構造の内容によっては、例えば鉄骨造とか時間がかからないということであれば、令和6年度中に何とか終わるのではないかというふうに今のところ考えております。

そういったことからしたら、令和7年度から新しい校舎へ入れると。来年度、それぞれの学校で、さらに1教室分、普通教室で1教室分ずつ増える見込みでございまして、こちらは今の学校の施設をまたちょっとさらにやりくりして、学校ともお話ししていますが、何とかやりくりして、何とか

乗り切って、令和7年度に、新しい校舎にみんな、移動するというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） これは、それだけ転入してこられたというところが大きな要因なんですかね。

委員長（文野慎治君） 伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君） 現時点で、小学校の就学前の0歳児からの人口というのが、町のほうで把握できておまして、5校のうち中央小学校と西小学校を除きますと、やはりちょっと減少傾向というのは見受けられるんですが、中央小学校と西小学校については、ほぼ横ばいの状態でございます。人口のほうも、中央小学校と西小学校のほうは僅かながら校区で見ると増えているような状況でございます、いろいろ背景はあろうかと思ひ、例えば住宅開発が結構見受けられるということと、現状でも西小学校区でかなりの規模の開発が終わったばかりで、これから着手されるということが、それに伴って入居あるいは児童・生徒が引っ越しに来られるという可能性はかなりございますので、そういった意味合いで、今後の見通しではそのようなことになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そうやって、児童が転入していただいて増えてくるといふ、少子化の問題もちょっと一般質問の中でもさせてもらったんですが、その中で小学生が増えてきているということはいいことかと思ひますが、熊取町の子育て支援施策を評価していただいて転入してきてくださっているのかなというふうに思ひわけなんですけれども、ちょっと急に校舎を増やすことができないので、結局は令和7年、再来年からしか対応できないということになってくるかと思ひますので、もう少し家が建っている中でその状況を見ながら、教室についても、計画的に推進して、今後していただきたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（文野慎治君） 答弁はいいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） はい。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君） ふるさとは今でもいけますか、ふるさと応援基金。大丈夫ですか。約6,000万円のふるさとの選べる、まだ3種類ですか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 昨年、田中委員からご指摘、ご要望いただきまして、令和5年度からメニューを拡充しております。今、7種類だったかと思ひます。増やしておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（文野慎治君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） この6,000万円は7種類から選択されたやつですかね。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） こちらの繰入金につきましては、もう既に積み立てている分でございますので、新しく対応したものは別でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管分に関する質疑を終了いたします。説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

---

（「11時16分」から「11時21分」まで休憩）

---

委員長（文野慎治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

田中圭介委員。

委員（田中圭介君）11ページの民間保育所等助成事業のこの140万円、多分、車内カメラと思われるんですが、その内容を教えてもらえますか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらにつきましては、園で持っておられる、送迎で使っているバスなんですけれども、町内では認定こども園1園と認可外1か所あるんですけれども、そちらに送迎で使っているバスの安全装置、おっしゃるように安全装置、子どもの降ろし忘れがないかと、そういった部分の装置に係る設置の補助金になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）そうしたら、2台ということですかね。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）園としては2か所、認定こども園1つと認可外が1か所ありまして、台数的には認定こども園が5台、認可外は3台、計8台の内数となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）このカメラの負担は、全額、単費負担になっているんですかね。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらのほうにつきましては、国のほうの補助金、保育対策事業の補助金ございまして、そちらのほうは100%、17万5,000円の上限があるんですけれども、そちらのほうの補助金がありまして、そちらのほうを踏まえて町のほうが園のほうに支出するという形になっていますので、国補助金ございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）大体1台当たり幾らぐらいするんですかね、この車内カメラ。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）実は物によりましていろいろ値段があるんですけれども、取付けとか本体の部分はちょっと合算でざっくり言わせていただきますと、本体、工賃込みで大体8万円ぐらいから、高くても25万円ちょいぐらいという形で幅がございます。

機器につけている機能の違いがございますので、大体その辺の幅がございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）これは、車内に児童が取り残されていないかを見るカメラという形ですかね。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）今回いろんなタイプがあるんですけれども、まず、大きく2つありまして、1つのほうが運転手がおられてエンジンのキーを切ります。その時点で、警報装置が入りまして、点検して何もなければ、その解除ボタンを押せばそれでオーケーの部分と、もし見忘れたら警報ブザーが鳴ると、5分か10分ぐらい、全然そのボタン押さなければブザーが鳴るという降車確認式というものが1つございます。

それと、もう一つのほうが感知式、検知式という形で、エンジン切って降りた後で、しばらくの間、何も反応なければいいんですけれども、動きを感じた場合についてはブザーが鳴るというようなパターンの2つ大きくございまして、そういった中での検知式、確認式と両方のパターンの機器になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）すみません。13ページなんですけれども、旧し尿処理場維持管理事業、この内訳の調査委託料なんですけれども、補足のほうでもありました地歴調査結果に伴う土壌汚染状況調査ということなんですけど、これ、どういう調査で、どういう結果が出てというのを教えていただけますでしょうか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）昨年度実施しました地歴調査の内容につきましては、書面ですとか航空図、それから当時の職員のヒアリング、それから現地調査のほうをしまして、最終的にベンゼンという物質とあと重金属類の物質についておそれがあるということで結果が出ましたので、今回詳しく調べる予定の調査の委託料となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）長田委員。

委員（長田健太郎君）その調査結果、またさらに悪い結果が出るということがあるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）地歴調査の結果につきましては、書面とか航空写真などによりまして、当時の施設があったのかとか、どういった機械とか物質を使っていたのかというものを調査しておりますので、おそれがあったかどうか、おそれが高いか低いか程度にしか調査の結果が出ておりませんので、今回の土壌の状況調査のほうで詳しく物質の量ですとか、そういったものを調べるようになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）長田委員。

委員（長田健太郎君）その結果によっては、まだ現在進行形になるということですよ。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）調査の結果によっては、引き続き、改めて深い位置ですとか少し詳しく調べる必要が出てくるものもあるかもしれません。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今の関連でなんですけど、今回この分は、旧し尿処理場の土地の利用について、履歴調査をやったというところで、これ、前回、令和4年9月議会で、補正予算で、その分、調査委託料というのが上がって、その分の調査した結果、今言うベンゼンですか、そういったものが含まれているということで再調査ということになったということかと思うんですが、それで、また262万円調査にかかるというところなんですけれども、ここのその分につきましては、調査していった調査の結果、またちゃんと処理していかないといけないかと思うんですが、またそうなったら処理代とかもかかってくるかと思うんですが、結局でもその場所、今、去年の12月議会で、そこにつきましてはもう除却するんだというところで、除却についての調査を委託しましたよね。去年12月議会で。その結果、結局その除却するについて、どれだけの費用がかかるのかというところの調査をした結果というの、あわせて、この分については、もう出ているんでしょうか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）除却費の検討の委託をしまして、費用を算出していただきましたところ、概算になりますがトータルで4億5,000万円の金額で出ております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）除却するのに4億5,000万円かかるという結果が出たというところですね。すごいですね。その分については結局どうされるんですか。何か、今、大阪府のほうに申請したとかいうことを、この特別委員会のときに説明があったかなと思うんですけど、その分についての財産処



分の承認申請、廃止届出書の提出というものを大阪府のほうに出したということ、今年の3月の特別委員会のとときに説明あったかと思うんですが。その辺のところの国の補助とか、いろいろ何かあるのかとか、そういう調査とかもできているんでしょうか。

委員長（文野慎治君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）特別委員会のほうで報告させていただいた内容につきましては、都市計画の廃止届の件だったと思うんですけども、そちらのほうはもう粛々と完了しております。

国庫補助事業のことを言われておりますが、こちらのほうは跡地利用をする場合にセットでこの除却についても国庫補助の対象になってこようかというような話だったと思うんですけども、そちらのほうは、まだいろいろ検討している段階でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）まだ除却するのに4億5,000万円かかりますよという結果出て、それをどうするのかというのは今検討中というところですか。いつ、どんな形が出るんですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）昨年12月、先ほど渡辺委員おっしゃったタイミングで合わせて議員全員協議会で私からも跡地の利活用ということでご報告させていただきました。先ほどのとおり、非常に高額な除却費用がかかるということで、併せて国庫補助の検討、これも引き続きやっております。

先ほど補正予算の説明の部分ありましたように、土壤汚染調査が必要になったということで、整備計画の内容もこの結果いかんによってはやはり影響を受けてまいります。そういったことがしっかりと整理できた上で、また改めてお示しできるタイミングを計ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。しっかり検討していただきまして、よりよい方向に進むことを願うばかりでございます。また報告等、お願いしたいと思えます。

そうしたら、ちょっと違う項に行きまして、最初のところで、入のところで河川債、9ページのところですが、河川維持事業債というので490万円あるんですが、これ入のみになっていまして出がありません。そして入につきましては、小谷南1丁目の復旧費というんですか、そういう形のこと説明資料の中にあっただんですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）すみません。こちら、実は1班の所管になっておりまして、担当が1班の出席のほうだったんで、私の分かる範囲でよろしいでしょうか。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）事業の関係で教えてください、そうしたら。その中身、河川の事業の中身を教えてください。1班なんですか。

委員長（文野慎治君）まず聞きましょうか。竹田財政課長、お願いします。

財政課長（竹田陽介君）議員おっしゃっていただいたように、こちら、見出川の小谷南地区、ひまわりドームの下の辺りで、見出川の法面のほうで崩落の少し事故がありましたので、その応急復旧工事、これを予備費で実は対応させていただいております、出に関しては、それに対して、今回補正予算で、入だけこちらについては緊急自然災害の防止対策事業債という起債が充てられますので、それを充てた上で今回入を計上したというような形になってはございます。ですので、出のほうはもう予備費で一旦対応してございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）1点だけ、事業のほうですけども、もう設計も終わりまして、実は、昨日から現場着工いたしておりますというところだけ報告させていただきます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。その事業の内容を聞いたかったんで、すみません。昨日から事業着工しているというところですが、いつの災害で、どういう状態になったのか。

委員長（文野慎治君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 場所のほうはさっき説明したかな。河川の法面が雨によって削り取られて、ずれ落ちておるところがあると。そちらのほうを吹きつけ塗装等を行うことで保全していくというような工事を、今、しておるところです。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） それは想像つくんですが、それはいつの雨とか、特にそういうのはないということなんです。もう自然。

委員長（文野慎治君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 今年の3月28日の雨によりましてずれ落ちたというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。ちょっと聞き方が悪かったんか分からないんですが、そういったどういう状況でどういうふうな対策をされているのかなというところを聞いたかったもので、ありがとうございます。

次に、先ほど田中圭介委員が聞いてはった安全装置の件なんですが、2園に8台ということだったんですが、認定こども園と2園だけですか。

委員長（文野慎治君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） 今回補助対象になっていますのが、園児の送迎で使っているバスという対象になってきますので、認定こども園1園、フレンド幼稚園なんですけれども、だけが子どもの送迎で使っているというところで認定こども園1園、認可外1園のところ送迎で使っているのがあるということで、ほかの園、保育所もそうなんですけれども、特にそういった送迎で使っているバスをお持ちではありませんので、そういったところにはもう補助対象として装置をつける義務はないというところで、装置につく補助金としてはその2園だけという形になってまいります。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。送迎で使っているのはもう1園あったんかなとか思ったもので、分かりました。

委員長（文野慎治君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 町内には、幼稚園がございまして、これはみどり幼稚園なんですけれども文部科学省管轄の園になります。ですんで、みどり幼稚園も送迎で使っているんですけども、そこは文部科学省ラインの補助金を使って整備をするということになりますので、お金の国からの出方は違うんですけども、整備はなされるということで聞いております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ教えてほしいんですが、11ページの委託料新型コロナウイルスワクチン接種事業の接種記録等入力作業委託料399万9,000円につきまして、ちょっと教えていただけますか。

委員長（文野慎治君） 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君） こちらの経費につきましては、各医療機関から回ってきます各住民の接種記録について、接種情報を町にある健康管理システムへ入力するための委託料です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今までも、この委託料ありましたか。

委員長（文野慎治君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）コロナのワクチン接種が始まってから毎年計上させていただいています。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）これ、ちょっと答えられる範囲でいいんですけども、今の委託料に関して、今ニュースでちょっと話題になっています水増し請求、コールセンターの、それはうちは間違いなくないですね。

委員長（文野慎治君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）町のほうでは、コールセンターを委託しております。業者のほうからコールセンターに従事する職員の出勤簿のほうを提出いただいています、そのほうで確認はさせていただいている状況でございます。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）今日も、島本町で225万円水増しがあったと新聞報道であったんで、うちもそういうことのないようにきちっとチェックしてください。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時41分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 令和5年6月20日(火曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	二見裕子	副委員長	大林隆昭
	委員	多和本英一	委員	田中豊一
	委員	矢野正憲	委員	江川慶子
	委員	河合弘樹		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	東野秀毅
	総務部長	藤原伸彦	健康福祉部長	木村直義
	健康福祉部 統括理事	石川節子	人事課長	阪上正順
	介護保険課長	根来雅美		
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)

委員長(二見裕子君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(二見裕子君)なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点滅したのを確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月14日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案1件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君)補足説明ございませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長(二見裕子君)以上で補足説明を終わります。

委員長(二見裕子君)初めに、議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)歳出の8ページ、9ページのところなんですが、介護保険事務事業についての会計年度任用職員報酬80万7,000円について、これについては、正規職員の育休休業により会計年度職員の補正予算ということで、会計年度任用職員報酬80万7,000円が出されていますが、この勤務体

制とか仕事の内容はどのようになっておりますか。

委員長（二見裕子君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）この代替職員につきましては、介護保険事務全般の事務補助ということと、あと、窓口と電話対応などの業務に従事していただくように考えております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）事務事業と窓口対応ということなんですが、正職員が今までやってこられた、そのお休みになられる正職員のやられている仕事ということに対しては、それで補えるのかしらということで、ほかにしわ寄せがないのかなということをお聞きしたいんですけども。

委員長（二見裕子君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）育児休業で休む職員の業務につきましては、今、現職員の中でもう事前にお休みということを知っていますので、中で業務の打合せ等をしまして、分担等の配分を行いながら、助け合いながらやっていきたいと考えております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）その上で、この会計年度任用職員にやってもらえる仕事ということを検討されていて、この提案だということに理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）そのとおりでございます。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「10時04分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

二見裕子